

研究報告

私人間の名誉毀損事案における表現者の 主観的態様と表現の拡散範囲を中心とした 不法行為成否の判断枠組み

土 平 英 俊

I 問題の所在

- 1 名誉毀損の不法行為の成否に関する判例法理—真実性，真実相当性の法理（最判昭和41年6月23日。①公共に関する事実にかかること，②専ら公益を図る目的でしたこと，③摘示事実が真実であることもしくは真実と信じたことに相当の理由のあること，を立証することによる責任阻却）
 - もともとは表現者が新聞・雑誌等のマスコミである事案のもと生まれた考え方。表現の自由と名誉権との調整法理と捉えられ，基本的に事案類型（表現者が新聞・雑誌等のマスコミか，一般人か）に関わらず適用されているのが現状。
- 2 表現行為の多様化
 - インターネットの普及+情報発信のための場所（SNS等）・そのための装置（スマートフォン，タブレット等）の普及 → 一般人による名誉毀損行為の増加
 - 一般人の表現行為は，マスコミとは異なる特徴を有する（表現行為の多様化）

(1) マスコミの表現行為とは異なる特徴

①匿名性, ②拡散・永続性の多様化(ごく個人的な範囲でのみ公表する場合もあれば, マスコミ以上に拡散力が強い場合もある), ③容易性, ④目的の多様化(さしたる公益目的もなく投稿される場合もあれば, 逆にSNSなどでは揶揄・中傷などの加害目的をもって投稿される場合もある), ⑤表現に至る過程でのチェックの不存在など。

(2) 表現行為の多様化

ア 公共性・公益目的のない名誉毀損

例) 1 夫(原告)の所在地を見つけ出すために, 妻(被告)が「夫が重婚をしている」旨の事実をFacebook上に掲載した(東京地判平成25年10月28日判タ1419号331頁)

2 医師(原告)の診察を受けた患者(被告)が, 「診察中に太もも等を不必要に触られた」との事実をSNSのメッセージ機能を用いて知人医師に伝達した(鹿児島地判令和2年7月10日)

イ 意図的な名誉毀損(誤った正義感や確信犯的意思に基づくと思われるもの)

例) フリージャーナリストX(原告)がテレビ局の記者Aから性的暴行を受けたとして警察へ被害届を出すとともに, Aへの民事訴訟を提起したが, Aが嫌疑不十分で不起訴となった件(民事ではXの請求が認められた)に関連して, 元大学准教授Y(被告)がXについて, Twitterに, Xが「刑事裁判でレイプが認められなかったにもかかわらず, その後の民事裁判の結果をレイプを関連付けている」という投稿をしたり, 「X」という名前の人物が破産に至ったことを示す官報公告の画像を添付して, 「#性行為強要」などのハッシュタグを添えて「Xって偽名じゃねーか!」といった投稿をした(東京地判令和3年7月6日LLI判例番号L07640628。判決は「被告は, 原告の別件名誉毀損訴訟提起に反感を抱いていることを繰り返し表明した上で, 本件ツイートに及ん

だもので、原告に対する攻撃の一環であると認められる」などと判示したが、認容額は33万円にとどまっている（請求額は110万円）。投稿の削除請求は認容。なおYは、110万円の請求が33万円になったのだから自分の勝訴だ、という趣旨の投稿をしている）。

3 現在の判例法理をそのまま適用することの問題点

ア)のような事案における問題点

→ 判例法理によると「公共」性があり「公益」目的でなければ免責されない。

公共性がない場合や、「私益」を図る目的がある場合は免責されないが（不法行為が成立する）、事案としては免責すべき場合も存在する。

公益目的不存在であっても不法行為の成立を否定する判断枠組みが必要。

なお、上記東京地判平成25年は、「原告の社会的評価が低下するおそれがあることは否定できない…が不法行為を構成する程の違法性を有すると認めるのは相当でない」し、また、鹿児島地判令和2年7月10日は「事実摘示の目的が公益目的ではなかったとしても」違法性は阻却されるとした。

いずれも不法行為の成立は否定しているが（結論としては妥当）、「不法行為を構成するほどの違法性」の有無の判定は定型的ではないし、「公的目的でなかった」としても違法性が阻却される根拠もはっきりしない、という問題。

イ)のような事案における問題点…加害目的、拡散性を適切に考慮する要件の不存在

→ 公益目的があるとは言えないので、免責されず不法行為が成立する。したがって不法行為の「成否」というレベルでは判例法理の適用に問題はないようにも思える。

しかし、判例法理は、名誉毀損行為の目的を積極方向で要件化する

もの（つまり、公益目的が「あること」が要件〔抗弁〕）であり、消極方向の目的（つまり公益目的が「ないこと」、言い換えれば「加害目的（名誉を害する目的）がある」ことは要件ではない）を評価する判断枠組みではない。「加害目的」の存在を不法行為成立の「効果」面（損害賠償額の多寡、削除の可否、名誉回復処分の可否、差止めの可否等々）で適切に評価する枠組みにはなっておらず、その評価は専ら裁判官の裁量に拠っている。裁判官が適切に評価してくれば良いが、実際には賠償額は低い。

また、特に相当性の法理は過失行為を念頭に置いた法理であるが、名誉を害する目的でした行為はむしろ故意不法行為と言うべき事案であり、相当性の法理を適用することには理論的な問題もある。

加害目的がある場合にそれを適切に効果面に反映させる判断枠組みが必要。

⇒ア・イについて、アメリカ法を参考に要件・効果を検討。

※ 今回の報告は「ア」を中心に行います。

II アメリカ法における名誉毀損の類型と抗弁 (defense)

1 アメリカ法を検討する理由

- (1) 沿革的には、もともと日本の真実性立証による免責は「英米法の事実証明による免責の原則を採用した」（河原峻一郎「英米法における名誉棄損」法律時報29巻6号〔1957〕）ものと言われている。現行の判例法理（たとえば、意見論評による名誉毀損の違法性・責任阻却事由〔公正な論評の法理〕や、真実性立証の対象に関する重要部分論など）もアメリカ法の影響を受けたもの。
- (2) アメリカ法では名誉毀損行為に2つの類型があるとされており、この区別を応用することで上記ア・イの問題に対処できる可能性があると考え

えられる。この2つの類型は拡散範囲に着目した区別であるが、ドイツ法・フランス法にはこうした区別はない。

- (3) アメリカ法は、名誉毀損の不法行為成否の要件設定において主観的態様による区別をしている。

2 名誉毀損の類型，要件，効果

(1) 類型

- ・ 定義 他人の評判を傷つけ、社会的評価を低下させ、第三者がその人物と付き合ったり取引したりすることを躊躇させるような傾向がある場合、そのコミュニケーションは名誉毀損となる。
- ・ 名誉毀損に libel ライベルと slander スランダーの2種類があると理解されている。

| | 意義 | 効果 |
|-------|-----------|--|
| ライベル | 書面による名誉毀損 | 特別損害（経済的または金銭的価値のあるものの喪失）の立証がなくとも一般的損害や名目的損害の賠償が認められる |
| スランダー | 口頭による名誉毀損 | 一部の例外（犯罪を犯したとか、不貞行為を行ったなどの内容のスランダー）を除き、特別損害の発生を立証しなければ賠償が受けられない。 |

- ・ ライベル＝文書，スランダー＝口頭，という区別は歴史的経緯に基づく。
- ・ もともと（ローマ法→イギリス）は，
ライベル＝コミュニティ間の名誉毀損，
スランダー＝コミュニティ内の名誉毀損を意味するものと理解。
次第に，ライベル＝文書，スランダー＝口頭と理解されるようになる。
テレビ，ラジオ等の登場後の現代では，

ライベル＝永続性のある態様による名誉毀損、
スランダー＝一時的な態様による名誉毀損
と理解されている。

(2) 成立要件

- (a) 他人に関する（虚偽かつ）中傷的な記述
- (b) 第三者への（非特権的な）公開
- (c) 表現者に少なくとも過失 negligence に相当する落ち度があること。
- (d) 特別な損害に関わらず提訴可能なこと（ライベル、スランダーパーセの場合）、または表現により引き起こされた特別な損害の存在（スランダーの場合）。

(3) 効果

・ 損害賠償

名目的損害賠償

填補損害賠償

一般的損害賠償

 評判の低下に対する賠償

 精神的苦痛に対する賠償

特別損害賠償

懲罰的損害賠償

・ 取消， 宣言的判決

3 抗弁

次の3種に大別される。

ア) 真実 Truth

イ) 絶対的免責特権 Absolute Privileges

ウ) 条件付き（制限的）免責特権 Conditional Privileges (Qualified Privileges)

ア) は、日本の判例のような要件（公共性・公益目的）は問わない。

イ) は、①被害者の同意、②司法手続における名誉毀損（弁護士、当事者、証人、陪審員等の職務上の表現）、③議場での発言（議員、証人）、④夫婦間でなされた会話などにつき不法行為責任を否定するもの（「絶対的」とは、主観を問わない意味）。

ウ) は、表現が行われた特定の機会から生じる特権。名誉毀損表現が、

- ①公表者の利益の保護のためになされた場合、
- ②受信者または第三者の利益保護のためになされた場合、
- ③共通の利益のためになされた場合、
- ④家族を保護する状況下でなされた場合、
- ⑤公共の利益のために行動する可能性のある者へなされた場合

などに、一定の要件（※）のもと不法行為責任を否定するもの（Dobbs は、Qualified Privileges を、A) 公共的利益（public interest）の特権、B) 自己・第三者・共通利益特権、C) 公正な報告の特権、と分類している）。

※ 当該利益を保護する目的でしたこと、内容が虚偽であることを知っているかあるいは真実性を無謀にも無視してなした行為でないこと（真実であると信じる合理的な根拠を持っていること）、公表の範囲が限られた公衆の一部（a limited segment of the public）であって一般公衆（general public）へのものでないこと等。

①公表者の利益の保護のためになされた場合

例

- ・学生がタウンハウスに入居した後、隣人が学生の騒音について大学と家主に苦情を申し立てた。その後、学生が、隣人は学生の住居からの音を違法に録音して学生の権利を侵害した、と述べたため、隣人が名誉毀損と偽計によるプライバシー侵害で学生を提訴した。隣人の苦情に対応して、大学による懲罰、および隣人による迷惑行為の脅威から守るために発言がなされたとして免責。

要件

- (a) 公表者の十分に重要な利益に影響を与える情報がある場合で、かつ
- (b) 受信者が名誉毀損事項を知っていることが、利益の合法的な保護に役立つ場合。

②受信者または第三者の利益保護のためになされた場合の特権

例

- ・親が娘に対して、娘の交際相手について非難し、同人と結婚しないよう忠告した
- ・74万ドルを宅配便サービス会社から横領しようとしたという原告に関する情報を、原告の雇用主に伝える特権があるとされた例

要件

- (a) 受信者または第三者の十分に重要な利益に影響を与える内容で、かつ
- (b) 受信者が公表者において名誉毀損的な内容を公表する法的義務を負っている者であるか、または、その公表をすることが一般に認められた範囲内である者である場合に、
- (c) 一般的に認められた品位ある行動の基準を満たした公表である場合（自発的に行ったものではなく、要請に応じて行ったものであるとか、当事者の間に家族またはその他の関係が存在するなど）。

③共通の利益（common interest）のためになされた場合の例

例

- ・養父母がカルト教団の信者であるため養親として適切ではないとする、民間の養子縁組サービス会社のディレクターの発言－実母のカウンセラーおよびその子供の将来の保護者としての職務を推進するためになされたものであり特権を受けるとされた事例
- ・共同経営者間で、そのうちの1人が従業員を解雇したことやその解雇理由について述べる事
- ・宗教団体、友愛団体、および慈善団体のメンバー間で、役員や会員

の資格や社会の活動への参加に関する中傷的な事柄，会員として継続することが望ましくないとされる他の会員の行為などについて述べること

要件

- (a) 特定の主題に共通の関心を持つ複数の人物の間で、
- (b) 共通の関心を持つ他の人物が知る権利のある情報があると正しくまたは合理的に信じる状況にある場合。

4 整理

- (1) ライベルとスランダー…名誉毀損行為を，拡散範囲の狭い類型と広い類型（あるいは，永続性の有無）とで分類する視点の存在。
- (2) 名誉の対立利益の多様性，多様な利益衡量
 - ・ 名誉の対立利益は，必ずしも典型的な「表現の自由」だけではない。司法手続，夫婦間のコミュニケーション，共通の企業や活動に従事する人々の間で関連する情報の自由な交換を促進する利益，子供の幸福を保護する利益等によっても，名誉毀損が正当化され得る。
 - 対立する利益が変われば，衡量の仕方も変わることを示している。
 - ・ 公共の利益に限定されない
- (3) ①名誉毀損行為の拡散範囲の広狭（ライベルかスランダーか），
②当該行為がなされた状況（制限的特権しか認められない状況下での表現か，絶対的特権が認められる状況下での表現か），
③公表する利益の有無，
④虚偽性の認識の有無，という4つの要素の組み合わせで不法行為の成否・損害を決している。

Ⅲ 日本法への応用

前記アのような事案で行為者を免責するための理論構成として、次のような判断枠組みを採用することはできないか。

当該行為によって人の社会的評価を低下させた場合であっても、①行為者において自己または第三者の利益を図る目的で、②限定的な範囲への公表を意図し、③実際に公表した範囲が限定的であった、という場合には、真实性・相当性の法理によらずとも行為者の不法行為責任を免責する。但し、④行為者が虚偽性について悪意重過失があったことを被害者において立証した場合にはこの限りではない。

1 検討

(1) 真实性・相当性の枠組みに近い

(2) 対立利益の異質性

- ・ 真实性・相当性の法理が守ろうとしていた被告の利益（名誉との対立利益）は典型的な表現の自由（最判昭和41年は衆議院選挙の候補者の適格を問う新聞報道の事案）。これに対し、先のアのような例で直接問題になっている被告の利益はそれとは異質（提訴に必要な前提情報を収集する利益、不法行為による損害の回復を求める利益など）。この場合に真实性・相当性の法理を用いることについて理論的な問題あり。

(3) 日本の裁判例も、表現の自由とは異なる利益と名誉が対立している場面においては、真实性・相当性の法理とは別の判断枠組みを用いてきた。

例) 労働行為における名誉毀損, 訴訟活動における名誉毀損

労働行為…「労働組合の情宣活動の自由は（中略）、時と場合により使用者の不正行為なり不誠実な態度を公然と非難、攻撃することも当然許され」、「ことさらに使用者の信用名誉を害する意図のみに発したり、単なる噂や臆測に基づくか、さらには虚偽の事実を捏造したりするような場合」に不法行為となり得る（大阪地判例昭和47年5月24日判例155号53頁など）。

訴訟活動…「訴訟における主張立証行為は、その中に、相手方やその代理人の名誉を毀損するような行為があったとしても、それが訴訟における正当な弁論活動と認められる限り、違法性を阻却されるものと解すべきであり、且つ、その正当と認められる範囲は、広い」とされ、「当初から相手方当事者の名誉を害する意図で、ことさら虚偽の事実又は当該事件と何ら関連性のない事実を主張する場合や、あるいは、そのような意図がなくとも、相応の根拠もないままに、訴訟遂行上の必要性を超えて、著しく不適切な表現内容、方法、態様で主張し、相手方の名誉を著しく害する場合」など、「それが保障される趣旨、目的、必要性に照らして社会的に許容されるべき範囲、程度を超えるものと認められるとき」に不法行為となり得る、とされる（大阪高判昭和60年2月26日判時1162号73頁など）。

→ 名誉毀損行為者側の利益の内容によって適用ルールが異なっているのでは。真实性相当性の法理はあくまで表現の自由と名誉の調整法理の1つに過ぎないのではないか。

(4) 名誉の周辺的人格的利益侵害の場合における裁判所の不法行為責任の判断方法

- ・ 名誉の周辺概念：プライバシー

裁判所は、プライバシー侵害が不法行為となるかをどのような枠組みで判断しているか？

→ ①個別比較衡量基準を採用する場合（最判平成6年2月8日・ノン

フィクション逆転事件〔ノンフィクション作品〕, 最判平成15年3月14日・長良川事件〔週刊誌〕など)

②個別的比較衡量基準に拠らない場合(最判平成15年9月12日・早稲田大学江沢民後援会名簿提出事件)

- 必ずしも一定ではない。①と②とで異なる判断枠組みが採られている理由について、プライバシー概念の違いからの説明もあるが(①→私生活秘匿権, ②→情報コントロール権等), 対立利益の違いに基づくものともいえる(①→表現の自由, ②→警備の必要性)。

(5) 公共性, 公益目的要件の意味

- ・ 真実性・相当性の法理が公共性や公益目的を要件としている理由は?
- 人の名誉を毀損しても一定の場合に免責されるのはなぜか。
 - その言論が公共のためにメリットがあるから。個人的な好奇心, 興味を満足させるだけの情報発信は名誉毀損を正当化できない。
- では公共性のみを要件とすればよい(客観的正当化要素)とも思われるのになぜ目的(主観的正当化要素)まで必要なのか。
 - 当該名誉毀損行為が主観的正当化の必要のある程度の違法有責性を有している, ということが公益目的要件を課す前提となっているのではないか(最判昭和41年の事案は, 総選挙の候補者に「殺人の前科」がある旨を一般紙〔読売新聞〕朝刊社会面に掲載したという事案⇒被害者側にとってダメージが大きい事案)。
 - そうすると, 違法有責性の低い行為については「公益」を図る目的まで有していなくとも自己利益・第三者利益目的による免責も十分認めてよい。

(6) この種の事案における利益衡量

- ・ 問題の本質は、名誉とその対立利益をどう適切に調整するかという点にある。
- ・ [ア]のような事案における被告の利益の内容と要保護性

→ これら社会生活上の利益保護についてはそれなりの理由があり、拡散範囲が限定的である限りは不法行為責任からの解放を認めても不合理ではない（[ア]で紹介した裁判例はいずれも名誉毀損の不法行為責任を否定している）。

(7) 他の理論構成による解決の困難性、不確実性

他の理論構成一

- ①社会的評価の低下の判断（そもそも社会的評価が低下していないという判断）,
- ②正当防衛による違法性阻却,
- ③正当行為（刑法35条）による違法性阻却,
- ④「実質的違法性」概念の採用,
- ⑤公益目的不要説等

→ ①について…社会的評価の低下が否定できる事案であれば解決可能であるが、社会的評価の低下は認めざるを得ない場合には困難。

②について…加害行為が名誉毀損である場合（名誉毀損に対して名誉毀損で反撃した、いわゆる言論の応酬）について正当防衛的な判断をした最高裁判例として、最判昭和38年4月16日（日本医師会雑誌事件）あり。しかし、同最判は加害行為自体が名誉毀損の事案であって加害行為が名誉毀損行為でない場合に及ぶ判断かは不明。また同最判の「その他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえない」かどうかの判断は定型的でない。さらに、名誉毀損行為者に向けた加害行為が存在しない場合や、加害行為があっても現在性があると言えるかに疑問がある場合に解決

が困難。

③について…業務としてなされたものでない場合に対応できるかという問題点（なお、現在の判例法理のもとでも、正当業務行為と見得べき行為による名誉毀損〔労働争議行為における名誉毀損、訴訟活動における名誉毀損など〕については、真实性・相当性の法理ではない、別の判断枠組みが用いられている）。

④について…この種の事案について「実質的違法性がない」として不法行為の成立を否定する裁判例が一定程度存在する。しかし判断基準として不明確との指摘がある。

⑤について…定着している判例法理との乖離が大きいのではないか。

2 結論

以上